資料６

小規模保育事業所の認可にあたっての意見聴取について

墨田区では、墨田区子ども・子育て支援総合計画に基づき、新たに小規模保育事業所を整備・運営する事業者を公募し、選定しました。

これに伴い、児童福祉法第３４条の１５第４項に基づき、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者から意見をお聞かせ願います。

園名	ル・アンジェ両国保育園
所在地	墨田区両国一丁目１７番６号　照国ビル１Ｆ　（地上６階建て建物の１階）
定員	１９名（０歳児３名、１歳児　８名、２歳児　８名）
開設予定日	令和３年４月１日
設置・運営事業者	ル・アンジェ株式会社　（東京都渋谷区南平台町１－１０いちご南平台ビル６F）

【所在地】

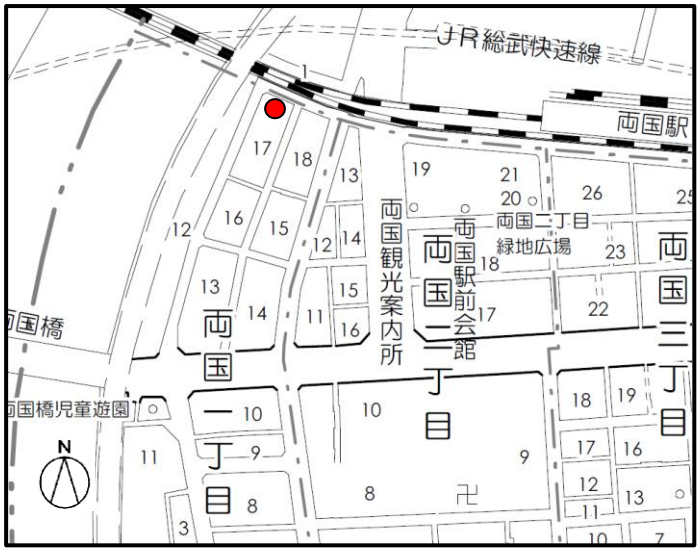

【参考】

児童福祉法第３４条の１５第４項

市町村長は、第２項の認可（※）をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

施設・事業		認可の権限
教育・保育施設	認定こども園	東京都 （一部、指定都市等へ権限移譲）
	幼稚園	
	保育所	
地域型保育事業	小規模保育	墨田区
	家庭的保育	
	事業所内保育	
	居宅訪問型保育	